

議案第四十三号

曹源寺地区ほ場整備事業計画について

次のとおり町営土地改良事業を施行することについて、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求める。

平成元年三月十日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平 成元年参月廿拾弐日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

一	事業の名称	ほ場整備事業（土地改良総合整備事業）
二	施行場所	東伯郡三朝町大字曹源寺地内
三	工事の概要	ほ場整備 七・二ヘクタール
四	事業費	八九、八九〇、〇〇〇円
五	事業の実施方法	請 負
六	工事の時期	平成元年度から二箇年間